



全国環整連

環境省10・8通知テーマに第46回全国大会を開催
会員662名や来賓が参加する中、新指針打ち出す

全国環境整備事業協同組合連合会（全国環整連、玉川福和会長）は8月2日、東京・紀尾井町のホテルニューオータニで第46回全国大会を開催した（写真）。テーマは環境省が平成26年に発出した「10・8通知」で、講演、パネルディスカッションを通じて、一般廃棄物処理に係る新規許可の乱発や委託業務の入

札化の問題、区域割りの重要性を確認し、一般廃棄物の適正処理体制の確立、一般廃棄物処理計画の完全実施を新たな指針として打ち出した。新型コロナウイルス感染症の再拡大により当初より規模は縮小したが、当日は全国から662名の会員が参加したほか、多くの与野党議員が出席した。



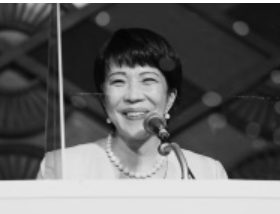
玉川福和会長

大会は午後1時、鉄本秀樹副会長による開会の辞で開催し、初めに優良役員・優良従業員表彰が行われた。役員、従業員、98名を表彰したあと、主催者挨拶に立った玉川福和会長は「大会テーマでもある10・8通知は、平成26年に最高裁が下した判決が元となっている。本日は私たちの一般廃棄物収集運搬業務にどのような法律があり、どのように仕事をしていくのか深く考える機会にした」と開催趣旨を説明した（挨拶要旨は2面）。

また出席した自由民主党の高市早苗政務調査会長、武田良太衆議院議員、立憲民主党の馬淵澄夫衆議院議員、福山哲郎参議院議員、公明党の若松謙維参議院議員、日本維新の会の鈴木宗男参議院議員、国民民主党の玉木雄一郎代表、環境省の奥山祐矢大臣官房審議官から祝辞が述べられた。



武田良太衆議院議員



高市早苗政調会長



福山哲郎参議院議員



馬淵澄夫衆議院議員

ないことが明確になり、安定性確保について配慮しなければならぬという方向性も示された。この解釈、運用について環境省と皆様、市町村との連携、情報共有がなされなければならぬと考えているので、私どもも物申してまいりたい」と挨拶した。

自民党の武田良太議員は、「今大会のテーマは、10・8通知にも示されているとおり、一般廃棄物の適正処理確保には、統括的処理責任を有する市町村の役割が大変重要。一般廃棄物処理計画を策定し、継続的かつ安定的に実施されるよう運用する必要がある。また浄化槽も国土強靱化、地域活性化の観点からさらなる普及、適正管理に取り組みることが重要。我々



鈴木宗男参議院議員



若松謙維参議院議員



玉木雄一郎代表



奥山祐矢大臣官房審議官

連を立ち上げ、しっかりと訴えてまいりたい。」

立憲民主党の福山哲郎議員は、「私としてもこの10・8通知を実効性のあるものとし、そして全国に広げていくことについて尽力してまいりたい。一般廃棄物処理というのは非常に公共性の高い事業で、市町村自ら行う場合はもとより、委託、許可によって行う場合であっても同じ責任を負う。競争原理に委ねられるべき事業ではなく、費用も含めて適切に処理していかなければならない。今日お集まりの皆様もそれだけの重責を負っており、この10・8通知を守り、広げつつ、今後とも地域環境の保全に貢献していただきたい。」

公明党の若松謙維議員は、「皆様の活動は地球の水環境を守るといふ大きな使命の中にあると考えている。上下水道、そして一般廃棄物処理という大きなくくりの中で、ぜひ環境のトップランナーとしてこれからも活動していただきたい。」

日本維新の会の鈴木宗男議員は「玉川会長を中心とする環整連の皆様は、同じ思い、志を持って日々頑張っておられる。万感の思いで感謝と敬意を表したい。皆様の声を聞き、実行すること、その方向に向けて頑張っていきたい。」

国民民主党の玉木雄一郎代表は、「本日のテーマは明確で10・8通知。しっかりと受け止めて政治も頑張らなければならない。浄化槽、し尿処理という基本的なインフラがなくなることはそこに住むことができない。人口減少は国も問題としつつ、基本的なインフラの維持についても関心が低いのは問題であり、10・8通知を守り、市場原理に委ねないよう守っていかなければならない。我が党としても超党派で力を合わせて取り組んでまいりたい。」

環境省の奥山祐矢大臣官房審議官は「一般廃棄物の適正処理は厳然として不可欠なものであり、その確保に非常に重要なのが市町村の統括的な責任。この重要性に鑑みて、これまで6・19通知、10・8通知を発出してきた。廃棄物処理法の目的・趣旨に基づき、一般廃棄物処理計画の策定および運用が適切になされるよう、引き続き周知を図ってまいりたい」と祝辞を述べた。

このあとは講演に移り、環境省廃棄物適正処理推進課の筒井誠一課長が「一般廃棄物の適正処理の推進について講演し、環境省6・19通知、10・8通知など一般廃棄物の適正処理に係る重要通知等を説明した（3面に掲載）。

記念講演後はパネルディスカッションを開き、自民党の細野豪志議員、立憲民主党の辻元清美議員、林勘一弁護士、玉川会長がパネリストとして参加した。小浜市の最高裁判決の概要、判決で焦点となった原告適格、一般廃棄物処理のあり方について意見を交わしつつ、新規許可の乱発や委託業務の入札化の問題点、一般廃棄物処理における区域割の重要性について確認した（3～6面に掲載）。

終わりに大会総括としての指針発表（2面参照）があり、「自治体が定めた一般廃棄物処理計画の完全実施」を盛り込み、満場の拍手で採択した。

午後6時半からは懇親会も開かれ、関係団体、国会からも多数の来賓を迎え、盛大に開催した（2面に掲載）。

広報
環整連

題字は斎藤邦吉先生書

発行所

昭和48年3月14日
厚生省環第171号認可

全国環境整備事業
協同組合連合会

〒105-0004 東京都
港区新橋4-31-7
中村ビル4階
TEL (03) 6453-0607
FAX (03) 6453-0608

環境整備事業関係広報紙

【10月号】

本紙は一般廃棄物・浄化槽保守点検清掃・産業廃棄物等の取扱業者による全国団体の広報誌です。
会員・関係企業・官公庁・地方公共団体に頒布しております。

目次

- 1面…東京で第46回全国大会を開催
- 2面…大会後懇親会に与野党から来賓多数
- 3～6面…全国大会講演、パネルディスカッション

講演

「一般廃棄物の適正処理の推進について」

処理計画の策定と運用、10・8通知等を解説

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 課長 筒井 誠二氏

全国環整連第46回全国大会講演では、環境省廃棄物適正処理推進課の筒井誠二課長が「一般廃棄物の適正処理の推進について」を講演した。一般廃棄物の適正処理確保に当たって重要な一般廃棄物処理計画の策定と運用、さらに6・19通知、10・8通知、最高裁1・28判決について重点的な説明を行った。

講演に先立ち筒井課長は、「全国環整連の第46回全国大会がこうして盛大に開かれることにお祝い申し上げる。さて皆様方には日頃、一般廃棄物処理という非常に重要な業務を継続的かつ安定的に遂行していただく要として、このコ



筒井誠二課長

ロナ禍の非常に厳しい中、B・C・P（事業継続計画）などを作りながら取り組んでいただいていることに敬意と感謝を申し上げます」と感謝を述べた。また「廃棄物処理法では、ご存じのように一般廃棄物の処理については、

市町村に統括的処理責任があり、自ら行う場合はもとより、委託、許可によつて行う場合も含めて、責任を持つて処理する必要がある。そして適正処理に当たって何よりも重要なのが、一般廃棄物処理計画の適正な策定と運用の徹底」と述べた上で、環境省がこれまで発出した重要通知として、まず平成20年の6・19通知を取り上げた。

6・19通知で示しているのは、①環境保全の重要性②市町村の一般廃棄物処理責任の性格③一般廃棄物処理計画の策定および運用で、市町村の一般廃棄物処理責任の性格について筒井課長は、冒頭で述べたとおり「市町村の統括的な処理責任の下、生活環境保全上支障が生じないよう、市町村が策定する一般廃棄物処理計画に基づき、適正に処理されることとし、市町村が自ら処理を行う場合はもとより、他者に委託して行

わせる場合でも、その行為の責任は市町村が有する」と説明した。次いで平成26年の10・8通知では、①市町村の一般廃棄物処理責任の性格②最高裁判決（平成26年1月28日）「一般廃棄物処理業許可取消等、損害賠償請求事件」の趣旨が示されており、6・19通知で明らかにした極めて重い市町村の責任を、改めて部長通知として都道府県知事・政令市長宛に通知したほか、同通知が発出されるに至った最高裁判決のポイントを説明した。

域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められるとの考えに基づき判断されたもの」と説明。

そのため、「仮に市町村長が一般廃棄物処理計画を踏まえた既存業者への事業の影響等を考慮せずに、一般廃棄物処理業の新規許可または許可更新を行った場合には、既存業者からの訴えにより当該許可等は取り消される可能性がある」とこれは新たな許可処分のみに限定されるものではない」と「当該判決は、これまで6・19通知等により周知してきた廃棄物処理法の目的および趣意に沿ったもの」と注意を促した。

ただし一般廃棄物処理業は公共性の高い事業であり、筒井課長は既存業者においても「環境関連法令、労働関係法令の遵守はもとより、事業継続計画（B・C・P）の策定等の取組が求められる。これらの取組に加え、更にエコアクトン21の認証登録等の努力や地域社会貢献等による住民からの信頼向上を図ることが望ましい」と必要な対応を求めた。

この後は近年のトピックとして、小規模事業所から排出されるプラゴミなどを念頭に置いた一般廃棄物と産業廃棄物の区分、事業系廃棄物の適正な取り扱い、排出事業者責任の徹底と不適正処理事業、建築物の解体時等における残置物の取り扱い、遺品整理等に伴って発生する廃棄物の取り扱いについても解説した。

パネルディスカッション「10.8通知」

廃棄物処理法適正運用へ議論深める

全国環整連第46回全国大会では「環境省10・8通知」をテーマにパネルディスカッションを行った。全国環整連の田中禎一合理化適正委員長、宮原靖明専務理事の司会進行のもと、自民党の細野豪志議員、立憲民主党の辻元清美議員、林勘市弁護士、玉川会長がパネリストとして参加し、小浜市一般廃棄物新規許可問題と最高裁判決、10・8通知についての意見交換を経て、一般廃棄物処理業における新規許可、委託業務の入札化の問題、区域割の必要性について議論を深めた。



林勘市弁護士

田中 それでは早速、ディスカッションの方に入りましょう。まず小浜市一般廃棄物新規許可問題の資料を踏まえて、林先生から裁判の経緯についてご説明下さい。

林 まず事実経過です。本件の既存業者は昭和56年にごみ処理の許可を取得しました。以降、20年にわたつて許可が更新され仕事を続けてきて、20年経った時に突然、それ以外の業者にも許可を与えるということになりました。平成13年、同年で、13年については許可申請後2カ月半、16年については2日で許可が下りています。

結局、これまで許可業者1社でごみ処理をして来たところ、3社競合することになったために、2年後に既存業者が許可取り消しを求めて裁判を起こしました。

取り消しの請求とともに、損害を被ったとのこと、国賠法に基づく損害賠償請求を行い、4年経過して福井地方裁判所の判決になっています。ここでは既存業者は原告適格がないというところで、却下判決を受けました。その理由はここに書かれているように、廃

棄物処理法7条による許可処分が、既存の許可業者等の一一般廃棄物の収集運搬また処分に係る独占的地位ないし、その経営の安定などの営業上の利益を当該許可業者等の個別的利益として保護する趣旨を含むものであると言えないということです。

そこで控訴したところ、その1年後に名古屋高裁の判決が出て、同じように原告適格がないということで敗訴しました。その理由はほぼ同じ意味ですが、廃棄物処理法およびその関連法規中では、一般廃棄物処理業者の経済的利益を個別に保護する趣旨の規定は見当たらない、という理由でした。

そこでさらに上告することになり、その審議に4年ほどかかり、今回の最高裁判決が出ました。この既存業者は代表者の高齢ということ、後継者の不在とい

うような理由もあったと思いますが、途中で廃業されています。これは既存業者を含めて3社競合の許可がおりたことによつて、経営が不安定になったということも当然あると考えます。いずれにせよ平成26年今回の最高裁判決が生まれた。高裁破棄差し戻しということですが、理由としては廃棄物処理法において一般廃棄物処理業はもっぱら自由競争にゆだねられるべき性格の事業とは位置づけられていない。これは基調講演で話のあったとおりです。

それから、その申請に係る区域における一般廃棄物処理事業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域における需給の均衡およびその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められる。したがってこの既存業者は、法律上の利益を有する者として取消訴訟における原告適格を有するというところ。このように地裁、高裁は原告適格はなし、最高裁は一転して原告適格を認めるというふうに判断が変わりました。

ここでもう少し説明を加えると、原告適格はあります。しかし途中で廃業してしまつたために、もはや仮に更新許可処分の取り消しをしたとしても、この既存業者はもう廃業してしまつているので再びその地位に付くことはできない。業務を遂行する能力もなくなっているということから、もはや訴えを起こす利益なし

という状況に陥つたことと訴訟条件を欠くということになります。結論として高裁の判断は正しかったということになります。しかし、損害賠償請求については高裁が棄却しましたが、そもそもこの既存業者に保護すべき利益はないという点、その点については保護すべき利益があると最高裁の判決が出たので、高裁に差し戻して損害の額について審議するということになり、損害賠償請求の部分のみ破棄差し戻して高裁に戻った。少し分かりづらいところがあったと思いますが、こう

いう経過です。

田中 次に裁判の経緯を踏まえて感想、質問があればいただきます。

細野 林先生から詳しくご説明いただけましたけれども、改めて非常に長くかつた裁判ですね。この判決を受けて10・8通知が出たということですので、画期的な裁判だなどというふうに思います。私も地元でいろいろな業者と話しましたけれども、一般廃棄物処理の重要性、公共性は極めて高い。それを10・8通知で正面から認めたということは、本当に繰り返して申し上げて恐縮ですが、

また我々、一般廃棄物について言った場合に認識するの



細野豪志議員

は、産業廃棄物というものがまた別にあるということですが、それと、それぞれ処理責任に違いがあります。一般廃棄物は収集が滞ると大変なことになりますので、自由競争になじむものではないです。今、先生の話聞いて改めて、し尿処理、浄化槽の清掃も含めて、公共性が極めて高いものだという認識がはつきりました。

辻本 今、細野先生もおっしゃいましたように、私も画期的というふうに思っています。



辻元清美議員

す。ただ廃棄してしまっただけで、本当に残念なところか、裁判の過程でも大変な思いがあったのではないかと推察します。しかし長きにわたって頑張られ、最後、こうした結論を得たわけですから、私も、このような裁判は初めてなのではないかと。そして、今まで、自治体と長きにわたって事業を続けてきたのに、新規参入だとか、自由競争に委ねようというような事例は他にもあったのでしょうか。

第、もう一つは裁判官次第。この裁判の事例を見ても、地裁と高裁では認められなかったのが、最高裁で全く正反対の判断をしたという事です。これが日本の裁判所かと思ってしまう不思議な事が起きました。私は今日の挨拶で、この方が一人で戦うという事は、非常に精神的な負担が大きくてよくやられたなと言いました。そして途中で断念して、最高裁判決が出る前に廃棄したという経緯を見た時に、本当に申し訳なかったと思います。

また一般廃棄物処理計画との適合性等に係る許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、その申請に係る区域における——と、明確に「区域」をうたっています。要はこの小浜市は、全区域を一つの業者に与えたが、それを区域と表現している。多くの自治体で区域を付さずに廃棄物処理が行われている現実があります。それをならなくしていくのは、では、という指摘もあると思います。うまくいって今度是我々がどうするのという事が問われているのですけれど、本当にこの人の10分の1ぐらいの勇気を出せば入札は止まるし、新規許可もなくなるし、そして区域割もできるはずだと思います。

分を見ると、まず廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業はもっぱら自由競争にゆだねられるべき性格の事業とは位置づけられていないと、こう書いてあります。しかしながら事業系一も、その道中どころなことがあったか。

例えばし尿のくみ取りの場合、くみ取り後、畑にまぐというのが戦後の昭和30年頃までです。昭和29年に廃棄物処理法が制定されたので処理場を作る必要があります。処理場を整備できたところは直営でやる。しかし処理場のないところは我々業者が生まれ、こう思っ差し支えあ

りません。私たちの先達は許可を受け仕事を始めますが、処理場がないからどこへ持って行ったかという山とか川に不法投棄をして処分をした。これは歴史的な事実です。我々は今、こうして机の上で議論をしていますけれども、一番忘れてはいけないのはそうやって私たちが生まれたのだよということ。そして今、何をすのか。こういうことは二度と起こしてはならないという意識でこの問題に取り組まないといけません。10年前の最高裁判決を今ほじくっても仕方がないというのではなく、今からでも遅くはない。過去にあった間違いを再び起こさないために、そして日本人が毎日生活するために何が必要なのか、我々は隠すことなく全部さらした上で、今後はこの道に進みますという意思表示ができればならないと思う。今日は会場の方からいろいろな質問をいただいて、理解を深める一日にしたい。10年前の最高裁判決をどう生かすか、そこで起こしてはならないとして特殊な人間としてみられることなく、努力し、感謝もされる、そういう時代を作っていきたいと思っています。

でいると分かりづらいので、原告適格なし、あるいはあるとされた過去の判例を説明しますと、昔のオレンジジュース、ジュースといてもオレンジが入っていない無果汁です。子どもは喜んで飲んでいましたが、あの無果汁のジュースを、無果汁だと表示せず、香料が入っていますよという表示だけで、景品表示法では問題がないと言って公正取引委員会が当時認めたケースがあります。それに対して主婦連が、無果汁の表示がなければ誤認するからと言って取り消しを求めたというケースがありました。

人が、そんな値上げをされたらかなわない、その取り消しを求める裁判をした時に、これについても運輸行政は公益を守っていればそれで問題がなく、それを超えて、利用者個人の権利・利益まで保護する趣旨はないということ、これも原告適格はないと判断されました。

また別の例では、世の中に嫌悪施設というものがあります。例えば墓地だとか、火葬場だとか、絶対必要だけれど近くに設置されると困るという施設です。それでその墓地の経営許可、これは大阪府でしたが、一応大阪府の施行条例では、住宅地から300メートル以上離して墓地を設置するのが原則という条例にはなっているのですが、その時にその300メートル以内の住民が墓地経営許可の取り消しを求めたというケースで、これも条例で定める300メートルが原則ではありませんけれども、例外として大阪府知事が許可を出したのであれば、広範な行政裁量に委ねるということで、その許可条件を墓地埋葬法では細かく規定していないので、それで、近隣住民個人の利益を保護する趣旨はないのだということで原告適格はなし、こうなりました。

一方、原告適格があると認められたケースで典型的なのは、公衆浴場の経営許可です。今はもうほとんど自宅に浴室を持っているので、公衆浴場は減っていますが、昔は公衆浴場は生活上、必要不可欠な方は大勢いらっしゃいましたか

極めてハードルの高い行政訴訟

林 行政を相手に個人の方、会社の経営者の方が、その取り消しを求めて裁判を起こすというのは相当な抵抗、障害は存在します。

それは費用の点、労力の点、時間の点でなかなかふみ越えられない部分です。辻本先生がおっしゃったように、この方は本当に理不尽な許可の乱発をされたという事で、やはり憤りと、それから長年地元のために尽くしてきた業者が、ここで仕事を外されるという大変な思いがあって、あえて困難な道を選ばれた。なかなかこういう例は少ないと思います。

許可の決定権者は市町村のトップですので、地元でいろいろな方と付き合いがあります。例えば、選挙で自分を応援してくれた人に新規許可を頼まれている、あるいはその会社に委託したい。そういう政治と地元

の業者との結びつきの中で、真面目に、適正に、一生懸命誠実に仕事をしてきた業者もあると突然切られてしまうというような理不尽さがあって、しかしそれは言っても行政に逆らっても勝つことは少ないし、裁判官もなかなか主張は聞いてくれません。そういう中で費用も時間もかかる、これは難しいと弁護士にまで言われてしまうと、もうやる気もなくなってしまう。

辻本 ということは粘り強くやってこられて、この最高裁の判決が出て、それで10・8通知につながったわけですね。そしたらこれは、理不尽な目に遭いそうになったときには、これがあるじゃないか、見てみると水戸黄門じゃないけれど出せるということですね。自治体の首長によつては知らずに何でも入札と言

人もいっぱいいるわけですが、そういうときにこれを使うことができるかと考えていいわけですか。林 そのとおりです。

確かに独禁法が浸透してきて、自由競争に任せれば自ずと市場のメカニズムが働いて、お互いに公正で自由な競争をしていく、その結果価格もサービスも良くなるし、引いては国民や消費者の利益につながるという風潮がすごく広がっているんですけども、この分野、廃棄物処理の分野は自由競争に任せられないという事を明確に最高裁が示してくれました。

普通は高裁判決で諦めまして、自由競争に任せれば自ずと市場のメカニズムが働いて、お互いに公正で自由な競争をしていく、その結果価格もサービスも良くなるし、引いては国民や消費者の利益につながるという風潮がすごく広がっているんですけども、この分野、廃棄物処理の分野は自由競争に任せられないという事を明確に最高裁が示してくれました。

普通は高裁判決で諦めまして、自由競争に任せれば自ずと市場のメカニズムが働いて、お互いに公正で自由な競争をしていく、その結果価格もサービスも良くなるし、引いては国民や消費者の利益につながるという風潮がすごく広がっているんですけども、この分野、廃棄物処理の分野は自由競争に任せられないという事を明確に最高裁が示してくれました。

普通は高裁判決で諦めまして、自由競争に任せれば自ずと市場のメカニズムが働いて、お互いに公正で自由な競争をしていく、その結果価格もサービスも良くなるし、引いては国民や消費者の利益につながるという風潮がすごく広がっているんですけども、この分野、廃棄物処理の分野は自由競争に任せられないという事を明確に最高裁が示してくれました。

普通は高裁判決で諦めまして、自由競争に任せれば自ずと市場のメカニズムが働いて、お互いに公正で自由な競争をしていく、その結果価格もサービスも良くなるし、引いては国民や消費者の利益につながるという風潮がすごく広がっているんですけども、この分野、廃棄物処理の分野は自由競争に任せられないという事を明確に最高裁が示してくれました。

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次

玉川 新規許可問題が起きると役所へ乗りこみ、パキュームカーを並べてしまふ。過去にはこうした方法も採ってきましたが、裁判で勝てるかどうかと言うと、先ほど林先生がおっしゃったように弁護士次



玉川福和会長

ら。ですので、商圏として 250 ㎡以上離して公衆浴場を設置しないと共倒れしてしまうということで、許可条件が定められております。この場合に、ほかの業者が新しく公衆浴場を許可した行政を相手に取り消しを求めた。

このときは、その公衆浴場の関係の行政法規が、事細かに規制をかけておりまして、国民の健康の保持とか、公衆衛生の向上とか、そういう観点から許可を出すまでに、許可を与えた浴場経営者に対しても厳しく規制をかけています。

その規制のかけ方からすると、この既存の公衆浴場の乱立によって経営が不安定化することを防止する趣旨も法律にはあるということとで、原告適格があるという判断がなされました。公衆浴場法のケースは本件のケースに近い考え方なのかと思うっております。

こういうことを見ていくと、感覚的に原告適格を認められないケースと認めるべきケースと、分かってくると思っております。要は個人の利益まで保護すべき趣旨が含まれているかどうか、行政法規の解釈いかんによって結論が分かれるということですよ。



司会を務めた田中楨一委員長（右）と宮原靖明専務理事（左）

また上で判断する必要があるのではないかと思っています。

辻本 先ほどの基調講演で、環境省廃棄物適正処理推進課の筒井課長が講演されましたね。そのときに何回もおっしゃったのが、行政を訴えることができる。要するに適正に運用しないと訴えられますよ、訴えることができますよということとを、課長は何回もおっしゃっていました。

それでこの中で特に公的要素がある仕事というのは、例えばコロナの時でもですね。リモートワークしないうちで、最高裁では門前払いせずには審査され、しかも中身としては実質勝訴だったと言えるわけです。

あと法律的な判断から外れますけれども、小浜市のこの事業者は古くからし尿処理、浄化槽の清掃をやってきたわけですね。ですから事業者として責任を持つて業務に当たってきたのに、今さら自由競争にするのかという思いは多分あったのだと思います。私はそれは配慮するに十分な理由だと思つていて、本日の会場にお越しの環整連の皆様もさまざまな背景の中で大変なお仕事をされています。住民の生活には欠かすことができませんし、今や汚水処理は下水道だけでは持ちません。むしろ浄化槽によって分散処理した方がコストが抑えられるし、災害にも強い施設であると言えるようになってきたわけですから、自治体、行政もこうした点を踏

一般廃棄物処理計画策定に 区域割りが必要

それです。それからもう一つ、自治体は、いや止められたら困ると思うかもしれませんが、そのときに何回もおっしゃったのが、行政を訴えることができる。要するに適正に運用しないと訴えられますよ、訴えることができますよということとを、課長は何回もおっしゃっていました。

それでこの中で特に公的要素がある仕事というのは、例えばコロナの時でもですね。リモートワークしないうちで、最高裁では門前払いせずには審査され、しかも中身としては実質勝訴だったと言えるわけです。

あと法律的な判断から外れますけれども、小浜市のこの事業者は古くからし尿処理、浄化槽の清掃をやってきたわけですね。ですから事業者として責任を持つて業務に当たってきたのに、今さら自由競争にするのかという思いは多分あったのだと思います。私はそれは配慮するに十分な理由だと思つていて、本日の会場にお越しの環整連の皆様もさまざまな背景の中で大変なお仕事をされています。住民の生活には欠かすことができませんし、今や汚水処理は下水道だけでは持ちません。むしろ浄化槽によって分散処理した方がコストが抑えられるし、災害にも強い施設であると言えるようになってきたわけですから、自治体、行政もこうした点を踏

また東日本大震災の時には玉川会長をはじめ、全国の皆様が被災地に結集していただいております。災害の時も災害があつたのもうでございませぬ。とは言えないわけですね。訴えることができますよということとを、課長は何回もおっしゃっていました。

それで林先生に伺いたいのですが、委託業務の入札を行つたような自治体は、実際にあるのでしょうか。判決を踏まえると入札にしないといけないということになるのでしょうか。

林 入札にしないといけないという判断につながると思いますが、この最高裁判決は、まさに地方自治体の中には誤解をして、あるいは最高裁判決の考え方がまだ浸透してないために、一般の独禁法上の感覚で入札が原則。これは地方自治法上でも入札が原則となっておりますので、その原則どおり競争入札という考えがまだあるものですから、時々そういう動きがあります。

それで林先生に伺いたいのですが、委託業務の入札を行つたような自治体は、実際にあるのでしょうか。判決を踏まえると入札にしないといけないということになるのでしょうか。

林 入札にしないといけないという判断につながると思いますが、この最高裁判決は、まさに地方自治体の中には誤解をして、あるいは最高裁判決の考え方がまだ浸透してないために、一般の独禁法上の感覚で入札が原則。これは地方自治法上でも入札が原則となっておりますので、その原則どおり競争入札という考えがまだあるものですから、時々そういう動きがあります。

また東日本大震災の時には玉川会長をはじめ、全国の皆様が被災地に結集していただいております。災害の時も災害があつたのもうでございませぬ。とは言えないわけですね。訴えることができますよということとを、課長は何回もおっしゃっていました。

それで林先生に伺いたいのですが、委託業務の入札を行つたような自治体は、実際にあるのでしょうか。判決を踏まえると入札にしないといけないということになるのでしょうか。

林 入札にしないといけないという判断につながると思いますが、この最高裁判決は、まさに地方自治体の中には誤解をして、あるいは最高裁判決の考え方がまだ浸透してないために、一般の独禁法上の感覚で入札が原則。これは地方自治法上でも入札が原則となっておりますので、その原則どおり競争入札という考えがまだあるものですから、時々そういう動きがあります。

また東日本大震災の時には玉川会長をはじめ、全国の皆様が被災地に結集していただいております。災害の時も災害があつたのもうでございませぬ。とは言えないわけですね。訴えることができますよということとを、課長は何回もおっしゃっていました。

それで林先生に伺いたいのですが、委託業務の入札を行つたような自治体は、実際にあるのでしょうか。判決を踏まえると入札にしないといけないということになるのでしょうか。

林 入札にしないといけないという判断につながると思いますが、この最高裁判決は、まさに地方自治体の中には誤解をして、あるいは最高裁判決の考え方がまだ浸透してないために、一般の独禁法上の感覚で入札が原則。これは地方自治法上でも入札が原則となっておりますので、その原則どおり競争入札という考えがまだあるものですから、時々そういう動きがあります。

また東日本大震災の時には玉川会長をはじめ、全国の皆様が被災地に結集していただいております。災害の時も災害があつたのもうでございませぬ。とは言えないわけですね。訴えることができますよということとを、課長は何回もおっしゃっていました。

それで林先生に伺いたいのですが、委託業務の入札を行つたような自治体は、実際にあるのでしょうか。判決を踏まえると入札にしないといけないということになるのでしょうか。

林 入札にしないといけないという判断につながると思いますが、この最高裁判決は、まさに地方自治体の中には誤解をして、あるいは最高裁判決の考え方がまだ浸透してないために、一般の独禁法上の感覚で入札が原則。これは地方自治法上でも入札が原則となっておりますので、その原則どおり競争入札という考えがまだあるものですから、時々そういう動きがあります。

また東日本大震災の時には玉川会長をはじめ、全国の皆様が被災地に結集していただいております。災害の時も災害があつたのもうでございませぬ。とは言えないわけですね。訴えることができますよということとを、課長は何回もおっしゃっていました。

とについては、いろいろな条件があります。区域を付すと、その区域について 100% の責任を果たす必要が生じます。区域割がない地域の浄化槽清掃率は 50% 程度でしかない。区域を付さない適切な処理計画は立てられないし、業者も務めを果たすことはできない。ここには私たち環整連の業者が抱えた問題もある。これを認めて是正をしていく必要があると思えます。

田中 10・8 通知では「区域」という言葉が 15 力所出てきております。この言葉は強調している表れだと思えます。

また廃棄物処理法の第 7 条、許可についての項目ですけれども、第 1 項又は第 6 項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことがで

きる区域を定め、または生活環境保全上、必要な条件を付すことができる」と法律の条文では出てきます。

この区域についてご意見をいただきました。玉川 事業系のごみがいっぱい発生したのかというから発生したのかという委託をして、昭和の時代は乗り切ってきました。その

処理しきれないものを産廃指定して、役所の負荷を軽減した。そうすると今度は事業系も増えてきたので、事業系を切り離したい。この切り離したいときに、産廃かと言ったらこれは事業系一般廃棄物です。こうして昭和の終わりから平成初期に事業系の許可が増えたわけですよ。

それで私は岐阜県ですけども、岐阜市では事業系の区域割が実現しました。行政も積極的ではないので、相当な努力をする必要はありますけれども、今回、これを契機に事業系も区域を割っていく必要があると思います。話を進める中で個別の課題について十分検証する必要はありますが、ここは皆で知恵を出せたらと思えます。

田中 区域割について議論を進める前にまず林先生に伺いますが、家庭系のごみ、し尿、浄化槽など、一般廃棄物の品目によって解

釈が変わることはあるのでしょうか。

林 最高裁の考え方からすると、事業系であっても一般廃棄物というくくりであれば、やはり自由競争にはなじまないという論理がそのまま当てはまってい

く思っています。ですがこれは具体的なケースで争われておりませんので、環整連が十分議論しながら一つ

の道筋を立てていくべき分野だろうと思っております。また長距離バスにしても、自由競争によってたまたまの事業者が参入できるようになり、ダンピング競争が発生しました。そういう何が起きたかという

とに大きく起きているなら、これは市町村の計画が何か、計画に基づいて施設整備ができていないということですよ。

また最高裁の判決についても、この廃棄物の処理計画といったものにリンクしてくるのではないかなというふうにも読み取れますが、ご意見をいただけないでしょうか。

細野 さきほど玉川会長が言われた投入制限と車両制限は非常に問題があると認識しています。もしそう

いならば、再び最高裁の判決で示された、自由競争になじまないという部分についてご意見をいただけないでしょうか。

田中 各県個別の問題をまた出していただきながら議論を深めていきたいと思

います。それで、再び最高裁の判決で示された、自由競争になじまないという部分についてご意見をいただけないでしょうか。

と、軽井沢でのツアーバスの事故を覚えておりますでしょうか。著しく安い料金でツアーバスを走らせ、ドライバーも安い賃金で働くことになり、体調も壊しているような中でバスを運転したために安全が損なわれてしまいました。

そのために参入の基準を厳しくし、ドライバーも適正な賃金が払えるように価格設定をしなければなら

ない。このときに独禁法の問題、自由競争という関係はものすごく取り沙汰されましたが、社会を維持するために必要なものとして扱

れました。公共性のある事業に自由競争はなじまないという今回の判決が出ましたけれども、世の中にはそういう事

業があるんです。一時期何があつたかという風潮が

ありましたけれども、今

とに大きく起きているなら、これは市町村の計画が何か、計画に基づいて施設整備ができていないということですよ。

また最高裁の判決についても、この廃棄物の処理計画といったものにリンクしてくるのではないかなというふうにも読み取れますが、ご意見をいただけない

でしょうか。

細野 さきほど玉川会長が言われた投入制限と車両制限は非常に問題であると認識しています。もしそうい

ならば、再び最高裁の判決で示された、自由競争になじまないという部分についてご意見をいただけない

でしょうか。

もう一度見直さないと少子高齢化が進んでいますし、地方自治体も財政力に格差が出てきています。そういう中でもごみ処理は継続しなければならぬし、今申し上げたように人の移動はできなければならぬし、しっかりと税金を投入しなければならぬというふうな分野が出てきています。そういう議論は政治の場でやるべきだと思います。

ですから玉川会長がもう一度議論を整備して、さまざまな視点からごまごま政治が関与していくのかというふうなことも含めて議論していくことに近い将来なると思っていますので、その場ではこういう自由競争、公

的な役割という部分についても議論できたらと私は考えています。

細野 本質的な議論をし

かりしていくということが大事と考えています。やはり新規許可、入札化の懸念があるときは 10・8 通知を出して、自由競争になじ

む

事業とは位置づけられていないということをしっかり方向性として出している。かなりの力がなければ危ういと思います。

それと家庭の一般廃棄物

については、住民からすれば大体同じような時間にきちっと収集していただける事業者がいる、それが安心できることです。それをた

一般廃棄物処理では業務の確実な履行が重要

玉川 廃棄物処理法において一般廃棄物処理業が専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置づけられていないということ、これをどう読むか。自由競争が何を指しているのかといえば、これは入札のことを指しています。一般廃棄物の委託業務において入札は間々あります。そのときに何を言われるかというと、形だけ入札するというようなことです。ただ業者の立場からすると、仕事をもち

う相手に対して物を言うのはなかなかハードルの高いことです。ですからこれは政治の世界で、通知など工夫をいく必要があると思いますけれども、まず我々として押さえるべき部分は自由競争ではないということ

それともう一つ、委託基準という部分では「業務の遂行に足る施設、人員及び財政的基礎を有し、業務に關する相当の経験を有する適切な者に対して委託す

ること等の受託者としての要件に加え、受託料が受託業務を遂行するに足りる額であることが定められており、経済性の確保等の要請ではなく、業務の確実な履行を求める基準である」と

この2つを合わせると、これは明らかに入札のことを指しています。形だけ入札の場合、結果として既存業者が落札できるわけですが、結果が出るまでは本当に落ちるのか落ちないのか分からない。役所は落さそうと思えば落とすことができます。そういうことを悩みながら原価計算して、結局朝まで悶々としながら目を瞑って入札するというのが実態です。

パネルディスカッションの全景



ような倒し方はないのですね、そこは理解して、皆で協力して乗り越えるという意識になってもらいたい。また翌年も入札で心配することになるし、廃棄物処理法の原則に照らして誤った運用をしているのだから、これだけは認識していただきたい。

また私は役所とも合意点はあると考えています。入札は望ましい方法ではないが、もし役所が財政上苦しいと言うのであれば、我々は圧力的に金額を左右するのではなく、飲めるときは飲むべきでしょう。そのくらい

の度量はあって良いと思っています。田中 それでは今の委託基準を踏まえ、改めてご意見をただけないでしょうか。辻本

やはり地域によって、本当に温度差があるように感じました。会場からのご意見で、市長選挙と入札化が絡むようなお話もありましたけれども、こういうことをオープンにしていくな

とが重要かと思いましたが、実際に起きているいろんなことをオープンにすることが、住民の理解も得ていく必要があると思います。なぜ入札にしてはいけないのだからとか、あるいは地域に住んでいる人たちと信頼、社会的な関係を作っていくこと

と、この二つはどちらも大事なことだと思えます。ですから、一般廃棄物処理というのが大事な仕事なんですとか、一般廃棄物でこういうふうな問題が起きているけれど、これは法に照らしておかしくありません

ですと発信すれば、今はネット社会ですから多くの人の理解を得られると思います。いかに社会的なステータスを上げていくかという

この業務が止まると本当に困るわけですよ。皆様のお仕事はエッセンシャルワークだと言われておりますけれども、このコロナでごみ処理が止まってしまう

行政、地域住民との信頼関係構築を

信頼関係構築を

細野 私も辻本先生と同じことを考えていました。私の地元の静岡県内では、一般廃棄物の収集運搬業者が小学生と交流するなど住民とどう付き合っていくかという

ことを考えています。そういう事業者は結構いるんですね。それでこのコロナ禍では、日頃からごみを収集してくれてありがとう

という文章が送られてきたり、やはり皆様、どうしても市町村、役場対応が一番になってしまっている

と思います。私も辻本先生と同じことを考えていました。私の地元の静岡県内では、一般廃棄物の収集運搬業者が小学生と交流するなど住民とどう付き合っていくかという

ことを考えています。そういう事業者は結構いるんですね。それでこのコロナ禍では、日頃からごみを収集してくれてありがとうという文章が送られてきたり、やはり皆様、どうしても市町村、役場対応が一番になってしまっている

たあらゆる事業が成り立たないわけですから。ですから社会的なステータスをきちんと上げていく。そのためにはいろいろルールであったり、問題が起きたら情報公開して住民との絆を作っていくという

こともすごく大事なことでないかなというふうに思いました。

そして行政が果たしている責務があるのですね。入札は、そこはしっかり言っていた

と思います。皆様が直接委託元、許可権者の行政に物申すことが難しい

ければ、そこは今後設立する議連を使っていただく、あるいは地元の政治家を使って行政に伝えていただきたい。

この分野でやや悩ましいのは、環境省というのはあくまで規制官庁です。ルールを決める官庁であり、自分で事業を行う組織ではありません。そこは地元の自治体に大きな権限がある

ということです。ですが廃棄物処理に関わる財政支援は設けられており、それにもかかわらず自治体が必要

ごみが決められた日に持って行かれるというのが、住民の皆様は空気みたいな当たり前の話だと思

っています。先ほどの講演では災害の時に片付けごみがたくさん発生して、これをどう

いうふうな問題提起もありましたけれども、こういうごみもきちんと処理して

した。今日は10・8通知をテーマにさせていただきました。これまでの議論で自治体によって解釈が異なるという実態が判明しました。最後に皆様から本日のご意見、感想、今後に向けた決意などをいただきました

と思います。細野 自民党を代表して声を上げる立場ではございませんが、議連を作るとい

うことについてはしっかりと汗をかいていきたいという思いがあります。本日は出席させていただきました

です。ですからこの場で議論を立てに向けてしっかりと動くべき課題というのを見つかるのではないかと

下される皆様がいるから町の機能が復旧していきます。そういうことも含めてこの最高裁判決であったり、10・8通知というものがあ

りますので、住民も含めて社会的にとだけ重要な業務かというのを啓蒙して

いくということも大事なことでないかなというふうに思いました。

だきまして感謝申し上げます。これだけ長時間、皆様がお付き合いただいたということが物事の重要性を示していると思います。これ

れからもよろしくお願いいたします。辻本 私からは2つ提案を申し上げたいと思います。1つはこれから議連をつ

くっていくということですけれども、皆様のいろいろな事例を一度きちんと調査していただくことが大事ではないかというふうに思

います。そうすることで、この地域でこういう問題が起きてい

なく、現場で働いている方にも情報が届くことが大事です。そういう点でSNSは本

当に便利ですが、この業界にという歴史があ

って、そういう問題があるのか、そして環境省はその問題についてな

んと言っているか、住民もアクセスすることができ

ます。今後は自民党に細野先生もいらっしゃいますので、衆議院と参議院でも

分担しつつ一緒に頑張っていきたいと思

います。林 先ほど会場から、これまで随意契約で委託業務を誠実に遂行して

業者に任せてしまおうという考えが生まれてしま

います。区域制を行い責任を持つ管理という考え方が必然だ

というふうに理論武装していけたらと考えて

います。玉川 本日は小浜市で起きた事件について皆様と一緒に議論することが

できた。一審、二審で否決されたものが最高裁で覆った経緯も

具体的に勉強することができました。一審、二審では業者の原告適格を否定し、最高裁は廃棄物処理法のあり方から判決を出したのだ

と考えています。そして判決を受けて10・8通知が

出され、10・8通知に区域

を決めるということも示された。料金は受託業務を遂行するに足りる額であることや、入札によって価格競争をすべきでないということも示された。

いずれも業者のために判決したものではありません。私たちは行政とともに協働する必要があるのだから、たたき合うのではなく、理解し合う。これによって廃棄物処理法が初めて運用できるのだと思

います。私たちの一般廃棄物処理業務は生活の基盤です。国民の生活を支えるのに不可欠な仕事をしているのだという自負心を持ちながら、きちんと主張を続けてまいりたい。そしてやがて私たちの子どもが誇りを持ってこの仕事を受け継ぐよう、その土台づくりの1歩にしたいと思

います。宮原 ありがとうございます。



逆洗式浄化槽には、これ1台。 18通りの作動プログラムインストール済！



自動逆洗式ブロワ
LAG-80E

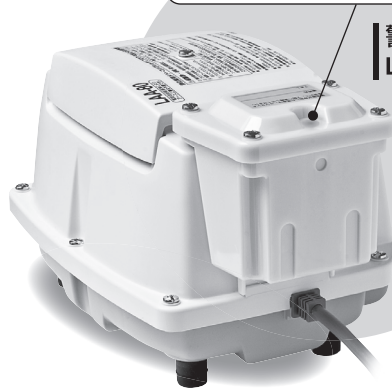
☆お問い合わせは、お取り扱い販売店様へおたすねください。

逆洗・ばっ気の切り替えが可能
右ばっ気、左ばっ気が1台で対応可能。

手動逆洗6・12・168(7日間)時間
長時間設定可能。(通常10分)



簡単プログラム設定



警報器付ブロワ
LAA-80

リニア駆動フリーピストン方式

ブロワ検索



長 寿 命 突然停止しない らくらくメンテナンス

●メドーブロワ●

修理研修受付中／デモ機依頼お気軽に！

www.nitto-kohki.co.jp

技術で、人を想う。

日東工器株式会社

メドー事業部 リニア販売部
〒146-8555 東京都大田区仲池上 2-9-4 Tel:03-5748-5521 Fax:03-3754-0258

MLSS / 界面計	MLSS計	溶存酸素計 DO計	pH / ORP計	pH計	塩素イオン計																
SS-10Z ¥250,000	SS-10F ¥220,000	DO-10Z ¥125,000	KP-10Z ¥95,000	KP-10F ¥90,000	CL-10Z ¥170,000																
 沈殿槽の汚泥界面/MLSS測定	 活性汚泥濃度測定	NEW DOセンサー OXNIT® : OX-V2 	pH / ORP / 水温計 	pH / 水温計 計量法 型式承認 計器本体 第SS142号 電極 第S142号 	測定レンジ自動切替機能付 																
 測定範囲 MLSS : 0~20000mg/L(表示は30000mg/Lまで) 水深 0.00~5.00m	 測定範囲 水深 0.00~5.00m	 測定範囲 DO : 0.00 ~ 30.00mg/L 水温: 0.0 ~ 50.0℃	<table border="1"><tr><td>型式</td><td>KP-10Z</td><td>KP-10F</td></tr><tr><td rowspan="4">測定範囲</td><td colspan="2">0.00~14.00pH</td></tr><tr><td colspan="2">0~±1900mVpH電極起電力</td></tr><tr><td>0~±1900mV(ORP)</td><td>無し</td></tr><tr><td colspan="2">0.0~50.0℃</td></tr></table>	型式	KP-10Z	KP-10F	測定範囲	0.00~14.00pH		0~±1900mVpH電極起電力		0~±1900mV(ORP)	無し	0.0~50.0℃		 測定範囲 0.0~50.0℃	鉛フリー対応でIP67相当の防水構造 <table border="1"><tr><td>測定方式</td><td>固体膜塩素イオン電極法</td></tr><tr><td>測定範囲</td><td>0.1 ~ 2000mg/L</td></tr></table>	測定方式	固体膜塩素イオン電極法	測定範囲	0.1 ~ 2000mg/L
型式	KP-10Z	KP-10F																			
測定範囲	0.00~14.00pH																				
	0~±1900mVpH電極起電力																				
	0~±1900mV(ORP)	無し																			
	0.0~50.0℃																				
測定方式	固体膜塩素イオン電極法																				
測定範囲	0.1 ~ 2000mg/L																				

KRK 笠原理化工業株式会社

本社・工場移転のお知らせ
このたび、弊社は本社・工場を移転致しました。
電話番号・FAX番号も変更となりました。

本社：〒340-0203 埼玉県久喜市桜田2丁目133番8
TEL 0480-38-9151(代) FAX 0480-38-9157
URL <http://www.krkjpn.co.jp>

測定値のバラツキが少ない、電子式透視度センサー		比色試験器	ピストン式採水器												
プローブ型透視度センサー：TP-10Z	一体型透視度センサー：TP-30	アクアテスター、DPD試薬	ミズテッポ1号／2号												
		1Z / 2Z シリーズ (9段階測定) 7Z シリーズ (10段階測定) DPD残留塩素測定試薬 比色法、ニーズに対応、粉末分包試薬、液体試薬をラインナップ DPD-GI-10 DPD-WA-50 DPD-F-1 DPD-TL-1 DPD液体試薬 遊離残留塩素試薬 全残留塩素試薬	 1回で500ml採水OK! 深い所 狭い所 浅い場所の採水OK! テーパー付採水ノズル												
従来 透視度測定は従来JIS法に基づく 目視測定式透視度計が用いられています。 問題・対策 目視式は測定環境の影響が大きい。 電子式透視度センサーは安定した測定を実現。	<table border="1"><tr><td></td><td>プローブ型</td><td>一体型</td></tr><tr><td>型式</td><td>TP-10Z</td><td>TP-30</td></tr><tr><td>測定方法</td><td>採水/投込</td><td>採水</td></tr><tr><td>測定範囲</td><td>2~200cm 0~2Abs</td><td>2~200cm</td></tr></table>		プローブ型	一体型	型式	TP-10Z	TP-30	測定方法	採水/投込	採水	測定範囲	2~200cm 0~2Abs	2~200cm		
	プローブ型	一体型													
型式	TP-10Z	TP-30													
測定方法	採水/投込	採水													
測定範囲	2~200cm 0~2Abs	2~200cm													

KRK 笠原理化工業株式会社

本社・工場移転のお知らせ
このたび、弊社は本社・工場を移転致しました。
電話番号・FAX番号も変更となりました。

本社：〒340-0203 埼玉県久喜市桜田2丁目133番8
TEL 0480-38-9151(代) FAX 0480-38-9157
URL <http://www.krkjpn.co.jp>



臭気改善で住み続けられるまちづくりを

衛生車・吸引車の臭気対策に デオマジック®VC1 オイル DEOMAGIC® VC1 Oil

- お得! 脱臭剤が不要になります。
- 簡単! 今お使いのオイルと同様に定期的な交換だけ
- 新技術! 不快臭を取込んで良い香りに変える技術



DEOMAGIC® VC1 Oil
デオマジック®VC1オイル

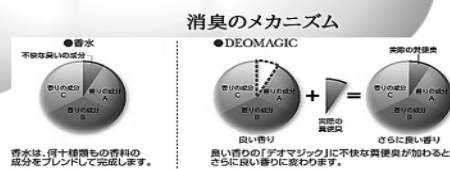


全国ネットの特装自動車の総合メーカー
東邦車輛株式会社

デオマジック®VC1オイルは糞便臭を甘い香りに変化させる潤滑油です。
作業員様や地域住民の皆様には好評です。

お問い合わせ先

東邦車輛株式会社 部品営業課
〒236-0043 神奈川県横浜市金沢区大川3番1号
TEL:045-784-1195 / FAX:045-784-1196
Email:deomagic.vc1@shinmaywa.co.jp



営業本部	TEL: 045-575-9901	信越営業所	TEL: 025-283-6571
直販部	TEL: 045-575-9902	中部支店	TEL: 052-218-5123
直販部直販課	TEL: 045-575-9253	金沢営業所	TEL: 076-223-1191
北海道支店	TEL: 011-633-7101	近畿支店	TEL: 0798-52-2100
東北支店	TEL: 022-782-5040	東邦車輛サービス	TEL: 072-433-2401
仙台部品出張所	TEL: 022-782-5065	中四国支店	TEL: 082-890-2882
北関東支店	TEL: 0276-89-1551	九州支店	TEL: 092-441-1951
茨城営業所	TEL: 0298-22-5569	福岡部品営業所	TEL: 092-441-0634
関東支店	TEL: 03-3843-3351	南九州営業所	TEL: 099-252-2070

浄化槽水リサイクル車
「ウォーターマスター」

高圧洗浄車
「ハイプレクリーナー」

回転式塵芥収集車
「バックマスター」

強力吸引車
「パワフルマスター」

エコパネル式
バキュームカー「EP2」

プレス式塵芥収集車
「プレスマスター」

全国販売網及びサービス網

仙台支店 Tel.(022)237-4171(代)
埼玉支店 Tel.(048)777-1891(代)
千葉支店 Tel.(043)243-2737(代)
東京支店 Tel.(03)5569-1740(代)
西東京支店 Tel.(042)568-2971(代)

本社工場 〒669-1339 兵庫県三田市テクノパーク28番地 Tel.079(568)2006 Fax.079(568)7706

新潟支店 Tel.(025)265-0276(代)
神奈川支店 Tel.(045)505-0031(代)
静岡支店 Tel.(054)281-2388(代)
名古屋支店 Tel.(052)882-4571(代)
関西支店 Tel.(072)947-2121(代)

京都営業所 Tel.(075)631-3391(代)
広島支店 Tel.(082)893-2231(代)
福岡支店 Tel.(092)591-1201(代)
鹿児島支店 Tel.(099)282-8352(代)

北海道販売総代理店
(株)北海道モリタ Tel.(011)721-4114(代)

北海道修理サービス総代理店
北海道特殊自販(株) Tel.(011)784-4222(代)

沖縄販売代理店
(有)沖縄モリタ特殊サービス Tel.(098)877-6677(代)

株式会社モリタエコノス

金沢から
全国、海外に...

誠意と信頼の
ネットワーク



■取扱商品

エアープンプブロー
水中ポンプ・陸上ポンプ
給水ポンプ・薬注ポンプ
水質検査器・理化学機器

ガス検知器・送排風機
配水管清掃機器・薬剤
各種産業用ベルト・ホース
浄化槽用消毒薬・維持管理剤

電動工具・制御機器・記録紙
浄化槽関連部品・FRP補修剤
マンホール・その他

水処理関連機器の総合商社

即答即配システムが当社のモットーです。



株式会社 日環商事

本 社 〒920-0333 石川県金沢市無量寺5丁目75番地
TEL:076-268-1771(代) FAX:076-267-5348
FAX専用 フリーダイヤル 0120-617-718
E-mail:info@nikkan-shoji.co.jp
http://www.nikkan-shoji.co.jp

四国営業所 〒769-0103 香川県高松市国分寺町福家甲196番地1-101
TEL:087-813-7621 FAX:087-813-7011
九州営業所 〒812-0861 福岡県福岡市博多区浦田1丁目5番21号-7
TEL:092-558-4828 FAX:092-558-4827